

北上川流域ものづくりネットワーク補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、北上川流域ものづくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）における補助金の交付の申請、決定等その他補助金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この規定において「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事業をいい、「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(補助金交付の対象等)

第3 補助金の名称、目的、交付対象、交付の事務又は事業の内容及びその額又は補助率等は、別に定める。

(補助金の交付の申請)

第4 補助金の交付の申請をしようとする者は、ネットワークの代表が定めるところにより、補助事業の内容等を記載した申請書又は申込書に代表が定める書類を添えて、代表が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5 代表は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第6 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定に附する条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(代表が定める軽微な変更を除く。)をする場合には、代表の承認を受けること。
 - (2) 補助事業の内容の変更(代表が定める軽微な変更を除く。)をする場合には、代表の承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、代表の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合に代表に報告してその指示を受けること。
- 2 前項に規定するもののほか、代表は補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を附することがある。

(決定の通知)

第7 代表は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び第6第2項の規定により条件を附した場合には、その条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 補助金の交付の申請をした者は、第7の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときその

他の事情の変更により補助金の交付が必要なくなったときは、代表が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消)

第9 代表は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することがある。

- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取消することがある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他の補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合

- 3 第1項の規定による補助金の交付の決定の取消により特別に必要となった次に掲げる経費に対しては、補助金を交付することがある。

- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

- (2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 4 第7の規定は、第1項の場合について準用する。

(補助事業の遂行)

第10 補助事業者は、この要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件並びに代表がこの規則に基づいてする指示に従って、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(補助事業遂行の指示)

第11 代表は、補助事業者が補助事業を補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従って遂行していないと認めたときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することがある。

- 2 代表は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(決定の変更)

第12 代表は、補助事業の内容の変更の承認又は補助事業の内容を変更した場合においては、当該変更に伴い、補助金の交付の決定の変更を要するときは、補助金の交付の決定の変更をするものとする。

- 2 第7の規定は、前項の場合について準用する。

(補助金の交付)

第 13 補助事業者は、代表が定めるところにより、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助金請求書に代表が定める書類を添えて、提出しなければならない。

- 2 代表は、前項の規定による書類を受理した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、速やかに補助金を交付する。

(是正のための指示)

第 14 代表は、第 13 第 1 項の規定による書類を受理した場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、これに適合するよう措置することを当該補助事業者に対して指示することがある。

- 2 前項の規定による指示に従い措置を行った場合には、その結果を代表に報告しなければならない。

(決定の取消)

第 15 代表は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 第 6 第 1 項に規定する条件又は同第 2 項の規定に基づき附した条件に違反したとき。
 - (2) 第 11 又は第 14 の規定による指示に違反したとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (5) 岩手県暴力団排除条例(平成 23 年岩手県条例第 35 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同項第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- 2 前項の規定は、補助金の交付があった後においても適用があるものとする。
 - 3 第 7 の規定は、第 1 号の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金の返還)

第 16 補助事業者は、第 15 の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、代表の命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

- 2 前項の規定は、第 12 第 1 項の規定による補助金の交付の決定を変更した場合について準用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。